（法第二十八条第一項の指定金融機関の要件）

第十一条　法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することとする。

（法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第十二条　法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約（同条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条第二項において同じ。）に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間）

第十三条　法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一　二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二　八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、国家戦略特区支援利子補給金（法第二十八条第一項に規定する国家戦略特区支援利子補給金をいう。次条において同じ。）の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一　七月二十六日から同年八月二十日までの期間　当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間

二　一月二十六日から同年二月二十日までの期間　当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

（国家戦略特区支援利子補給金の支給）

第十四条　指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第四項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該国家戦略特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二　前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内において、国家戦略特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（法第二十八条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第十五条　法第二十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第六による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　第十一条に規定する要件に適合することを証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

3　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

4　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

5　内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

附　則

この府令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

別記様式第１（第３条関係）

事業実施計画の提出

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

事業実施主体の名称　印

国家戦略特別区域法施行規則第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1．会社の名称及び代表者の氏名
2．設立年月日及び主たる事務所の所在地
3．事業実施計画（別紙）

注　1及び2に掲げる事項については、事業実施主体が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１（別紙）（第３条関係）

事業実施計画

1．事業の名称
2．国家戦略特別区域法施行規則第１条に掲げる事業のうち該当するもの
3．事業の内容
4．事業実施場所
5．事業実施期間
6．事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1)　計画期間全体における事業資金見込額　総計○○百万円

(2)　年度別内訳

(イ)　平成○○年度

(i)　事業資金見込額　小計○○百万円

(ii)　内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ)　平成○○年度

(i)　事業資金見込額　小計○○百万円

(ii)　内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

7．その他事業の実施に関する事項

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。